

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラトミー
代 表 者 名 代表取締役社長 富山幹太郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問 い 合 っ せ 先 執行役員管理本部長 田島 省二
T E L 03-5654-1548

(訂正)「第三者割当による自己株式の処分並びに 2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が平成 21 年 5 月 25 日付けにて発表いたしました「第三者割当による自己株式の処分並びに 2014 年満期転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約・取得条項付)の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」につきまして、記載内容の一部に誤りがありましたので、別紙のとおりお知らせいたします。(訂正箇所は、下線で示しております。)

(別紙)

1. 第三者割当による自己株式の処分及び転換社債型新株予約権付社債の発行
2. 調達する資金の額及び用途

<訂正前>

P3 (3) 調達する資金の支出予定時期

調 達 方 法	金 額	資 金 使 途	支 出 予 定 時 期
自 己 株 式 の 処 分	1,000 百万円	中国におけるコンテンツ投資及び市場拡大	平成 21 年 6 月 ～平成 22 年 3 月
	7,420,677,100 円	自己株式取得費用を含む借入金の返済に充当	平成 21 年 6 月
本件新株予約権付社債発行	上限 5,160 百万円	借入金返済	平成 21 年 9 月
本件劣後新株予約権付社債発行	396 百万円	借入金返済	平成 21 年 9 月

なお、具体的な支出時期までの資金管理については、普通預金として預け入れする予定です。

<訂正後>

P3 (3) 調達する資金の支出予定時期

調 達 方 法	金 額	資 金 使 途	支 出 予 定 時 期
自 己 株 式 の 処 分	1,000 百万円	中国におけるコンテンツ投資及び市場拡大	平成 21 年 6 月 ～ 平成 22 年 3 月
	7,420,677,100 円	自己株式取得費用を含む借入金の返済に充当	平成 21 年 6 月
本件新株予約権付社債発行	上限 5,160 百万円	借入金等の有利子負債の返済	平成 21 年 9 月
本件劣後新株予約権付社債発行	396 百万円	借入金等の有利子負債の返済	平成 21 年 9 月

なお、具体的な支出時期までの資金管理については、普通預金として預け入れする予定です。

P8 4. 大株主及び持株比率

<訂正前>

募集後(今回の本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の転換が行われた場合)(予想) (注)2、3	
丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	13.40%
TPG Richmond II, L.P.	10.60%
(株)インテックス・ホールディングス	6.97%
(株)タカラトミー	6.12%
富山 幹太郎	4.54%
(有)トミーインシュアランス	4.19%
テイビージー リッチモンド ワン エル ビー(TPG Richmond I, L.P.)	3.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 4G)	2.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2.58%
富山 章江	2.30%

<訂正後>

募集後(今回の本件新株予約権付社債及び本件劣後新株予約権付社債の転換が行われた場合)(予想) (注)2、3	
丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	13.40%
TPG Richmond II, L.P.	10.60%
(株)インテックス・ホールディングス	6.97%
富山 幹太郎	4.54%
(有)トミーインシュアランス	4.19%
テイビージー リッチモンド ワン エル ビー(TPG Richmond I, L.P.)	3.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 4G)	2.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2.58%
富山 章江	2.30%
(株)タカラトミー	1.99%

別添 1. 株式会社タカラトミー2014年満期転換社債型新株予約権付社債発行要項

12. 本新株予約権の内容

<訂正前>

(9) 本新株予約権の取得事由

当社は、上記 11. (2)記載の債務不履行宣言通知を受領した日から 5 営業日以内に、当社代表取締役が本新株予約権付社債を取得する旨、及び取得する日(下記に記載する取得通知後 1 ヶ月後の最初の営業日とする。)(以下「取得日」という。)を定め、会社法第 293 条の規定に従い、通知及び公告を当該取得日の 1 か月前までに行うことにより、各本社債の額面金額の 102%及び請求失期事由が発生した日(当日を含む。)から取得日(当日を含まない。)までの上記 11. (3)記載の利率の経過利息の合計額に相当する金銭に換えて、当該取得日に本新株予約権付社債の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合の対象となる本新株予約権付社債は、当社代表取締役が、当該債務不履行宣言通知に係る本新株予約権付社債に付されたものとして定めたものとする。

<訂正後>

(9) 本新株予約権の取得事由

当社は、上記 11. (2)記載の債務不履行宣言通知を受領した日から 5 営業日以内に、当社代表取締役が本新株予約権付社債を取得する旨、及び取得する日(下記に記載する取得通知後 1 ヶ月後の最初の営業日とする。)(以下「取得日」という。)を定め、会社法第 293 条の規定に従い、通知及び公告を当該取得日の 1 か月前までに行うことにより、各本社債の額面金額の 102%及び請求失期事由の発生後、所定の通知が行われた日(当日を含む。)から取得日(当日を含まない。)までの上記 11. (3)記載の利率の経過利息の合計額に相当する金銭に換えて、当該取得日に本新株予約権付社債の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合の対象となる本新株予約権付社債は、当社代表取締役が、当該債務不履行宣言通知に係る本新株予約権付社債に付されたものとして定めたものとする。

以 上